

MMCニュース 経営情報

2024年12月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

BURGER KING 躍進の秘訣

米国のハンバーガーチェーン「バーガーキング」が日本市場で急成長！SNSで話題を集めるユニークな宣伝戦略でファンを増やしています。運営会社のビーケージャパンホールディングスの野村一裕社長に秘訣を聞きました。

(2024年11月19日読売新聞「LEADERS」より)

秋葉原の店を視察に行ったら、隣の隣にあったマクドナルドの閉店を告げるバナーを見たのがきっかけです。これに応える「アンサー広告」ができるのじゃないかと。

当初はもっと攻めた文章だったのですが、やはり躊躇があって、トゲを抜いていったらどんどんきれいな文章になってしまいました。我々のイメージである大胆さや力強さを打ち出したいのに、単なる感謝じゃ意味がない。それで一回、止めたんです。

そうしたらマックが「ごはんバーガー」を出すと発表しました。業界1位がこんなに攻めるなら、私もこの「プロレス」に参加したいと。再検討してもらって出てきた案が縦読みでした。《一見、競合店への感謝をつづった横書きの文章だが、縦に読むと「私たちの勝ち」と読める。ユーモアセンスにあふれるバナーだった》

それを見た時にこれは面白いと。すぐにバナーを作って店頭に掲示したら、次の朝までにSNSで「いいね」が30万くらいついた。想像をはるかに超える反応でした。

23年には東京・渋谷のセンター街を散歩していて、たまたま上を見たら空き看板があったのです。マックの目の前なら何かができるだろうと、すぐに看板会社へ連絡をいたしました。それでマックの3階から見ると、ビッグマックに対抗した直火焼きの新商品ビッグベットが真正面に飛び出ているように見える「正面から大勝負」との3D広告を出し、話題になりました。

こうした広告には批判の声もいただきました。でも、人を傷つけないようにもっていくのがマーケティングにおけるセンスであり、51対49で賛同が多ければ話題になる。そういう意味ではギリギリのところを狙っています。今は「こういうのがバーガーキングらしいね」と言われるようになってきました。ブランドに個性を上手に吹き込めたことは、一つの成果ですよね。

失敗もたくさんあります。でも三振してもいいからバットは必ず振ってほしいとみんなに常に言っています。振ることで必ず何かしら学びがあると信じているからです。

今年(23年)は「バーガーキングを増やそう」というキャンペーンを打ちました。SNSなどで呼びかけて

一般の方々に空き物件を紹介してもらい、成約に至れば10万円を支払います。予想を超える7万8000件の応募があり、実際に12店の出店につながりました。

一般的に、店舗開発部隊は頭数が多いほど出店が増える可能性が高まりますが、いずれ出店ペースを落ち着かせ、他の分野で組織の成長を目指していきます。私は会社が急激な成長を目指している時も、安定した時も、同じ仲間と一緒にやっていきたい。限られた原資の中で出店効率をあげていくために一般の方々にも参加いただくマーケティング手法を活用したのです。

19年以降、店舗数は2倍以上、売り上げは4倍以上に増えました。でも飲食業は何が起るかわからない。その時に耐えられるハングリーさ、ブランド愛、プライドを社内に育てたい。一緒に働いている仲間が、自分の会社が好きと言え、本当に目指しているのはそこなんですよね。



交際費課税のうち 飲食費1万円以下の判定 について

年末年始が近づき、業界団体等の懇親会が増える時期となってきました。懇親会のための支出については、令和6年度改正により交際費等の範囲から除外する飲食費の金額基準が引き上げられ、1万円以下であれば損金に算入することができます。ただ、参加者側において懇親会に要した飲食費総額を把握できる場合には、単に支出した懇親会費が1万円以下であるか否かに限らず、飲食費総額を参加者数で除した額が1万円以下か否かの判断も必要となります。

例えば、業界団体の懇親会に参加するにあたり、会費1万円を支払っていたとします。だが、実際に懇親会を催すときに要した飲食費総額が130万円であり、幹事が会員100人から各1万円の会費を集め、残り30万円については、業界団体の余剰金等から支出し、各会員に通知していたとします。この場合、飲食費総額を参加者の数で除した額については、1人当たり実質1万3千円で1万円超となるため、1万3千円が交際費等に該当し、損金不算入となります。

一方、業界団体等の懇親会が催される場合、会員には会費の提示のみが行われることが一般的でしょう。懇親会に出席する度に、会員が飲食費総額を照会することは実務上難しいことから、飲食費総額の通知がなく、かつ、その飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね1万円程度にとどまると想定される場合には、その支出した金額で判定しても問題ないとされます。

~~~~~ 以下「MMCニュース5月号」より ~~~~~  
ご存知の通り法人が支出する交際費は年間800万円までしか認められません。それを超えた金額は経費から除いて税金計算しなければいけません。ただし、社外の方との飲食代は一定金額まで交際費ではなく会議費等として処理する事が認められています。2024年4月の税制改正ではこの一定金額が以下のように緩和されました。

1人単価5,000円 → 1人単価10,000円

ここで注意が必要なのは、上記単価算定においては当然ながら参加人数が重要です。従って、飲食に参加した方の

氏名を領収書の裏や帳簿に記載しておくことです。また、飲食会場への交通費は飲食代に含めてはいけません。

上記は資本金1億円以下の中小法人に関する規定の一部を抜粋したものです

## 在職中の年金減緩和 月50万円超でも 年金を減らさない

厚生労働省は、働いて一定以上の給与収入を得た高齢者の厚生年金の受給額を減額する「在職老齢年金」制度を見直し、減額する対象者を縮小する方向で調整に入りました。現在は給与と年金の合計額が月50万円の基準額を超えると減額されますが、62万円や71万円に基準額を引き上げる案をまとめて、来年の通常国会に提出する考えです。高齢者の手取りを増やし、働き手を確保する狙いがあります。

現行制度では、合計額が月50万円を超えた場合、超過した分の半額の厚生年金は支給されません。例えば、給与が40万円で厚生年金の受給額が30万円の場合、合計額は70万円となるため、基準額を超過した20万円の半額(10万円)の年金は支給されず、手元に入るのは、60万円(給与40万円、厚生年金20万円)となります。

仮に基準額を月62万円に引き上げれば、超過分は8万円となり、年金の減額は4万円分にとどまるため、手取りが66万円に増える計算となります。

同制度を巡っては、高齢者の働く意欲を損なっているとし、制度そのものの撤廃を求める声も出ています。しかし、新たに年4500億円の財源が必要となるため、引き上げ案が軸になるとみられます。

同省は年金財政を安定させるため、高所得者が支払う保険料の上限を引き上げる方向です。厚生年金の保険料の算定基準となる「標準報酬月額」の上限を現行の65万円から、75万円や79万円に引き上げる案を提示する。高所得者は支払う保険料が増える代わりに将来受け取れる年金額が増えます。



MMCホームページ



YouTube



LINE@ MMC

<https://www.mmc-office.co.jp> 検索「MMC神保町」